

## 令和6年度春日井市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障がい者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障がい者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

### 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく事業所・施設等

#### 【障がい福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所（障害者基本法第 18 条第 3 項に係る施設）

- (2) 障がい者を多数雇用している企業等

ア 障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所 ※

※ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- ① 障がい者の雇用人数が 5 人以上
- ② 障がい者雇用の割合が従業員の 20%以上
- ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上

### (3) 在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5 調達の対象品目

調達の対象品目については、次のとおりとする。

### (1) 物品

- ・事務用品、書籍（事務用具、用紙、封筒等）
- ・食料品、飲料（弁当、パン、菓子類、野菜等）
- ・小物雑貨（衣服、身の回り品、木工品等）
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

### (2) 役務

- ・印刷（ポスター、チラシ、名刺等の印刷）
- ・クリーニング
- ・清掃、施設管理（清掃、除草作業等）
- ・情報処理、テープ起こし（ホームページ作成、データ入力、集計等）
- ・飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店等）
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能なサービス、役務

## 6 調達の推進方法

調達の推進にあたっては、障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障がい者就労施設等からの優先調達を依頼する。

## 7 調達の目標

対象となる物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したとき又は見直しを行ったときは、市ホームページにより公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページにより公表する。